

平成15年3月20日  
生産局畜産部

牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について  
(第60報)

	検査対象頭数	検査結果	
		陽性頭数	陰性頭数
平成13年4月2日 <sup>注1</sup> ～ 平成15年3月7日	5,526	1	5,525
うち9月20日 <sup>注2</sup> ～10月17日	87 <sup>注4</sup>	0	87 <sup>注4</sup>
うち10月18日 <sup>注3</sup> ～ 平成15年3月7日	5,135 <sup>注5</sup> (別添1,2)	0	5,135 <sup>注5</sup>

注1 「平成13年度家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施について」  
(平成13年4月2日)

2 「牛海綿状脳症(BSE)に係る緊急対策について」(平成13年9月20日)

3 「牛海綿状脳症(BSE)検査対応マニュアル」(平成13年10月18日、一部改正平成14年11月29日)

4 疑似患畜59頭を含む。

5 疑似患畜等299頭を含む。

陽性頭数1頭は、平成13年9月に発見されたBSEの患畜1頭。

なお、平成13年10月18日以降、と畜場のBSE検査で陽性牛6頭が確認され、これまでに国内で発生したBSE患畜は合計7頭。

連絡先  
農林水産省生産局畜産部衛生課  
担当：山本、大倉  
電話：03-3502-8111  
(内線 4041、4043)  
03-3502-0556(直通)

(別添1)

### サーベイランス対象牛の内訳

「牛海綿状脳症（BSE）検査対応マニュアル」（平成13年10月18日付け13生畜第3956号、一部改正平成14年11月29日付け14生畜第5595号農林水産省生産局畜産部長通知）に基づくサーベイランス結果の内訳は次のとおりである。

サーベイランス対象牛の マニュアルに基づく分類	検査 頭数	陽性 頭数
(1) 疑似患畜（疫学関連によるもの <sup>1</sup> ）	299	0
(2) BSEを疑う中枢神経症状等を呈した牛	12	0
ア 疑似患畜（臨床症状によるもの <sup>2</sup> ）	0	0
イ と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛	12	0
(3) 24か月齢以上の死亡し又はとう汰された牛（と畜場への出荷牛を除く。）	4,662	0
ア 中枢神経症状を呈した牛等 <sup>3</sup> で上記(2)のア以外の牛	473	0
イ と畜場における生体検査で上記(2)のイ以外の理由により、と殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛	36	0
ウ (1)、(2)並びに(3)のア及びイ以外の死亡し又はとう汰された牛。	4,153	0
(4) その他 (1)、(2)及び(3)以外で防疫員が必要と認めたもの。	162	0
合 計	5,135	0

- 1 「BSE検査対応マニュアル」の1の(2)の規定により疑似患畜とされた牛。
- 2 「BSE検査対応マニュアル」の1の(1)の規定により疑似患畜とされた牛。
- 3 ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛及び起立困難又は起立不能で原因が特定できない牛

(別添2)

## 月齢別等による内訳(「BSE検査対応マニュアル」に基づくサーベイランス結果の内訳)

単位:検査頭数(陽性頭数)

月 齢	合 計	サーベイランス対象牛の マニュアルに基づく分類						
		( 1 )	( 2 )		( 3 )			( 4 )
			ア	イ	ア	イ	ウ	
30か月齢未満	579 (0)	123 (0)	0 (0)	0 (0)	70 (0)	5 (0)	223 (0)	158 (0)
30か月齢以上 60か月齢未満	1,141 (0)	98 (0)	0 (0)	2 (0)	109 (0)	12 (0)	919 (0)	1 (0)
60か月齢以上	3,412 (0)	78 (0)	0 (0)	9 (0)	294 (0)	19 (0)	3,009 (0)	3 (0)
不 明	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
合 計	5,135 (0)	299 (0)	0 (0)	12 (0)	473 (0)	36 (0)	4,153 (0)	162 (0)

(1) マニュアルの1の(2)の規定により疑似患畜とされた牛(疑似患畜と決定する以前に病性鑑定を行った牛も含む。)

(2) BSEを疑う中枢神経症状等を呈した牛。

ア マニュアルの1の(1)の規定により異常牛と判断され、疑似患畜とされた牛。

イ と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛。

(3) 24か月齢以上の死亡し又はとう汰された牛(と畜場への出荷牛を除く。以下同じ。)であって、以下の条件に該当する牛。

ア ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛及び起立困難又は起立不能で原因が特定できない牛で上記(2)のア以外の牛。

イ と畜場における生体検査で上記(2)のイ以外の理由により、と殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛。

ウ (1)、(2)並びに(3)のア及びイ以外の牛であって死亡し又はとう汰された牛。年間4,500頭。

(4) その他

(1)、(2)及び(3)以外の牛であって家畜防疫員が必要と認めたもの。